

長野市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部改正について

1 改正理由

教育委員会の職務権限に係る事務の一部を、市長が管理し、及び執行することに伴い、改正するもの

2 改正内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

教育委員会の職務権限に係る以下の事務について、条例で規定した場合に市長が執行可能と規定

- ・スポーツに関すること
- ・文化に関すること

文化スポーツ振興部
設置の際に規定済み

- ・社会教育機関の設置・管理・廃止に関すること
- ・文化財の保護に関すること

今回新たに
追加

長野市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例

教育委員会の職務権限に係る以下の事務について、市長が執行するものと規定

- ・スポーツに関すること
- ・文化に関すること
- ・博物館の設置・管理・廃止に関すること
- ・文化財の保護に関すること

文化財課・文化財関連施設を市長部局に移管

3 関連する条例改正

文化財に関連する以下の条例について、管理主体等を市長に改める。（附則関係）

条例名	改正概要
長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例	長野市文化財保存活用地域計画協議会を教育委員会の附属機関から市長の附属機関に変更
長野市立博物館条例	博物館の管理等を教育委員会から市長に移管
文化財保護条例	文化財保護に関する手続等の主体を教育委員会から市長に変更
長野市伝統的建造物群保存地区保存条例	伝統的建造物群保存地区に関する手続等のうち主体が教育委員会となっているものを市長に変更
長野市埋蔵文化財センター設置条例	埋蔵文化財センターの管理等を教育委員会から市長に移管
松代藩文化施設条例	松代藩文化施設の管理等を教育委員会から市長に移管
長野市大室古墳館の設置及び管理に関する条例	大室古墳館の管理等を教育委員会から市長に移管